

岐阜市公契約条例が 施行されました

令和2年4月1日施行

市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会及び地域経済の健全な発展への寄与を目的として、岐阜市公契約条例が施行されました。

公契約の範囲

- 市が行う売買、賃貸、請負その他契約
(指定管理に関する協定含む)
- 市と契約を締結し、又は締結しようとする
事業者及びその下請負人



市が発注する事業に関係される際には、この条例の趣旨をご理解いただき、市が行う契約に関わる者であることを自覚し、公契約に関する制度の適正な運用に努めていただきますようご協力をお願いいたします。

市内事業者の活用に努めましょう

市は、地域経済の発展のため市内事業者の受注機会の確保に努めていきます。事業者においても、資材調達や下請負者の選定には市内事業者の積極的な活用に努めてください。

適正な労働環境を確保しましょう

労働基準法、最低賃金法、健康保険法その他労働や雇用、社会保険に関する法令等を遵守し、労働者の適正な労働環境を確保してください。

適正な価格の積算に努めましょう

市は、予定価格を定めるに当たっては市場の取引価格や国が定める労務単価や積算基準などを考慮して積算します。事業者においても、入札価格及び下請負業者との契約金額を算出するときは、労働者の適切な労働環境が確保されるよう積算してください。

「岐阜市公契約条例」に ご理解とご協力をお願いします

1. 労働環境の確認等

- 低入札価格調査制度 により、公契約を締結する事業者を決定した場合は、労働者の労働環境について確認をするため、所定の様式にて報告を求めますのでご協力をお願いします。

※予定価格500万円以上の委託業務の案件を予定価格の80%未満の価格で契約締結した事業者に対しても、同様の確認を行います（令和3年7月1日以降に公告その他通知が行われる公契約から適用）。

- 上記により報告をした事業者は、次に掲げる事項を記載した書面を、労働者が業務に従事する場所等の見やすい場所に掲示し、もしくは労働者に閲覧させ、又は労働者に交付してください。

- (1) 公契約の名称
- (2) 上記により市に報告をした労働環境に関する書類
- (3) 本条例の趣旨及び概要



2. 労働者からの申出

- 公契約に係る業務に従事する労働者は、労働環境がこの条例に定める事項に違反しているおそれがある場合は、市にその旨を申し出ることができます。
- 市は、申出に対して、事業者に事実について確認を行い、適正な労働環境が確保されていないと認めた場合は、事業者に改善の指導を行います。
- 事業者への指導に対して、改善が認められない場合は、競争入札参加資格の停止等の必要な措置をとることがあります。

※「労働環境の確認等」、「労働者からの申出」については、令和2年7月1日に施行され、その日以降に公告その他通知が行われる公契約から適用。

岐阜市公契約条例の概要や各種様式などは
こちらからご覧ください。

<https://www.city.gifu.lg.jp/business/nyuusatsu/1005574/1013502.html>



公契約条例に関するお問い合わせ先

岐阜市役所行政総務課（代表）058-265-4141 内線3121~3125

<審査係>（直通）058-214-2951 <請負係>（直通）058-265-3894

<用度係>（直通）058-265-3893

